

(別 紙)

## 消費税インボイス制度導入の凍結・中止を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の影響で景気回復が見通せず、中小事業者の経営困難が続く下で、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されようとしている。消費税の仕入税額控除の要件として、税務署から付番された登録番号が記載されたインボイスがなければ控除が認められなくなる。

フリーランスや個人事業主などの免税業者は、課税業者となって新たな消費税負担を強いられるか、インボイスを発行できず取引から排除されるか、厳しい選択が迫られる。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものである。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育たない。

国税庁は「今年10月1日から登録申請できる」とキャンペーンを張っている。しかし、ひとたび登録すれば自動的に課税業者となるので、申請には注意が必要である。また長引く不況とコロナ禍、地域経済が疲弊する下で、中小事業者は事業継続や雇用維持に必死の努力を続けており、インボイス制度に対応できる状況ではない。

多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を要望し、現状での導入に踏み切ることに懸念の声を上げている。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小事業者の存在は不可欠である。

よって、国に対し、「税制で商売をつぶすな」との願いを込め、消費税のインボイス制度導入の凍結・中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年12月 日  
高松市議会

衆	議	院	議	長	}	宛
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		
総	務		大	臣		
財	務		大	臣		
経	済	産	業	大	臣	